

< 中学校卒業程度認定試験（令和２年度） >

○ 中卒認定試験とは…

学校教育法第18条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予または免除された子（以下「就学義務猶予免除者」という）に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験で、県教育委員会も実施に協力しており、年1回行われています。

合格した者には、高等学校の入学資格が与えられます。

1 受験資格

次の(1)から(4)までのいずれかに該当する方。

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、令和3年3月31日までに満15歳以上になるもの。
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予又は免除を受けず、かつ、令和3年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの。
- (3) 令和3年3月31日までに満16歳以上になる者（(1)及び(4)に掲げる者を除く。）。
- (4) 日本の国籍を有しない者で、令和3年3月31日までに満15歳以上になるもの。

2 受験案内配布日（会津教育事務所にございます。）

令和2年 7月 6日（月）～令和2年 9月 4日（金）

3 出願期間

令和2年 7月 6日（月）～令和2年 9月 4日（金） ※出願締切日の消印有効

4 出願方法

受験案内に添付してある封筒を使用し、文部科学省宛に書留で郵送のこと。

5 試験日

令和2年 10月 22日（木）

6 試験会場

杉妻会館（福島市杉妻町3-45）

7 試験科目

国語・社会・数学・理科・外国語(英語)の5教科

8 結果通知

令和2年12月 1日（火） 発送予定